

令和 2 年 9 月 3 日

関 係 各 位

広島労働局労働基準部長

広島局版「エイジフレンドリーガイドライン」のリーフレットの送付について

労働基準行政の運営につきましては、平素より格別の御理解、御協力をいただき御礼申し上げます。

近年、労働災害による休業 4 日以上の死傷者数のうち、60 歳以上の労働者の占める割合が増加傾向にあり、全国及び広島県においても、それぞれ全体の 1/4 を超えております。

こうした中、令和 2 年 3 月に厚生労働省において、「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（通称：エイジフレンドリーガイドライン）を策定し、高年齢者にかかる労働災害防止のために事業者及び労働者に求められる事項等を取りまとめたところです。これを受け、今般、別添のとおり、当該ガイドラインの概要・当局管内の労働災害発生状況・各種支援制度等をまとめたリーフレットを作成いたしました。

つきましては、貴団体におかれても、本リーフレットを活用し、貴団体傘下会員等への周知を図っていただき、高年齢労働者の労働災害を防止するため各事業場の実情に応じた多様な取組が促進されますよう御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、当局ホームページ

<https://jsite.mhlw.go.jp/hiroshima-roudoukyoku/content/contents/000698110.pdf>

に本リーフレットの PDF データを掲載いたしましたので、併せてご活用ください（別紙に、ダウンロード方法を記載しています）。